

議案第79号

取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立学校体育施設の開放に関する条例（平成21年条例第39号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市手数料、使用料における受益者負担のあり方に関する基本方針に基づき、公平性・公益性の確保の観点から、取手市立小学校及び中学校の体育施設を開放する場合における使用料の額を見直すため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

取手市立学校体育施設の開放に関する条例（平成21年条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

開放施設	1時間当たりの使用料
小学校体育館	170円
中学校体育館	170円
中学校武道場	70円
校庭	無料

備考 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の取手市立学校体育施設の開放に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。